

島根労働局発表
令和8年10月5日

担当 雇用環境・均等室
室長 越沼綾乃
雇用環境改善・均等推進指導官
安達純
TEL 0852 - 31 - 1161



女性活躍推進法に基づく「えるぼしプラス」企業を認定！ 学術研究、専門・技術サービス業で**全国初**！！

島根労働局（局長 なかむらあきひこ 中村昭彦）では、今般、株式会社新興建設コンサルタントを女性活躍推進法に基づく「えるぼしプラス2つ星（2段階目）」企業として認定しました。

「えるぼし」認定は、えるぼし認定企業がさらに女性の活躍推進に取り組み、その取り組み状況が優良と認められた場合に厚生労働大臣の認定を受けることができる制度です。また、令和8年4月から、職場における女性の健康支援に取り組む優良な企業を認定する制度として、「えるぼしプラス」「プラチナえるぼしプラス」認定が創設されました。（資料2参照）

学術研究、専門・技術サービス業において、**全国初の認定**となります。

なお、株式会社新興建設コンサルタントは令和7年に「くるみん」認定を受けています。
島根労働局（局長 なかむらあきひこ 中村昭彦）では、以下のとおり「認定通知書」の交付式を行います。

《えるぼしプラス認定企業》

株式会社新興建設コンサルタント

《認定通知書交付式》

1 日 時 令和8年10月20日（火）午後1時30分～

2 会 場 島根労働局 共用4会議室

（松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階）

島根労働局長より株式会社新興建設コンサルタントへ認定通知書の交付を行います。

※当日現地での取材が可能です。取材を希望される報道機関の皆様におかれましては、
10月16日（金）15時までに島根労働局雇用環境・均等室の岩谷あてにご連絡ください。



認定マーク※
「えるぼしプラス（2つ星）」

資料1 認定基準に関する実績

資料2 女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

資料3 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況

認定基準に関する実績

1 企業の概要

株式会社新興建設コンサルタント

代 表 者：代表取締役 白鷺 光泰

所 在 地：邑智郡川本町大字川本 143-4

労働者数：16 人（女性 3 人）〈令和 8 年 3 月 31 日現在〉

業 種：学術研究、専門・技術サービス業



2 認定の内容

認定日 令和 8 年 8 月 28 日

認 定 2 段階目

3 えるばしプラス認定に係る実績

(直近の事業年度：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)

認定の主な基準	実績
【評価項目 1：採用】 直近の事業年度において、次の①と②の両方に該当すること ① 正職員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が 4 割を超える場合は 4 割）以上であること ② 正職員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値（平均値が 4 割を超える場合は 4 割）以上であること（正職員に雇用管理区分を設定していない場合は、①のみに該当すれば足りる）	<未達成> 対象期間：R7. 7. 1～R8. 6. 30 ① 21.4% ≤ 28.4%（産業平均値） ② 雇用管理区分は一つ 【改善状況】 連続する期間において、2 年以上連続して実績が改善している。 R6. 7. 1～R7. 6. 30： 20.0% R5. 7. 1～R6. 6. 30： 14.3%
【評価項目 2：継続雇用】 直近の事業年度において、次の①と②のいずれかに該当すること ① 「女性労働者の平均継続勤務年数」÷「男性労働者の平均継続勤務年数」が雇用管理区分ごとにそれぞれ 7 割以上であること。 ※期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。 ② 「女性労働者の継続雇用割合」÷「男性労働者の継続雇用割合」が雇用管理区分ごとにそれぞれ 8 割以上であること。 ※新規学卒採用者等として雇い入れた労働者であった、期間の定めのない労働契約を締結している労働者に限る。	<達成> ①に該当し、以下の通り、雇用管理区分ごとに 7 割以上である。 1 正社員 (A) 女性の平均継続勤務年数 5.22 年 (B) 男性の平均継続勤務年数 6.66 年 (A) / (B) = 0.78

【評価項目 3：労働時間等の働き方】 雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て 45 時間未満であること	<達成> 全ての月で 45 時間未満である。
【評価項目 4：管理職比率】 直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。	<達成> 25.0% ≥ 9.5%（産業平均値）
【評価項目 5：多様なキャリアコース】 直近の 3 事業年度のうち、常時雇用する労働者数が 300 人以下の事業主は 1 項目以上の実績を有すること。 A 女性の非正社員から正社員への転換 B 女性労働者のキャリアアップに資する雇用管理区分間の転換 C 過去に在籍した女性の正社員としての再雇用 D おおむね 30 歳以上の女性の正社員としての採用	<達成> 以下のとおり 1 項目以上の実績がある。 A 0 人 B 0 人 C 0 人 D 1 人

プラス認定

① 「女性の健康上の特性に配慮した休暇制度」及び「女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる制度（半日単位又は時間単位の年次有給休暇取得、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、在宅勤務のうちいずれか）」を設けていること	<達成> ・ ウェルネス休暇 ・ 年次有給休暇の半日及び時間単位での取得 ・ 不妊治療のための所定外労働の制限 ・ 不妊治療のための所定労働時間の短縮措置
② 女性の健康上の特性への配慮に関する方針を示し、①に掲げる制度の内容とともに労働者に周知させるための取組を実施していること	<達成> ・ 就業規則再掲示及び「女性の健康上の特性に配慮し、安心して就業継続できる職場環境の整備を推進する」旨の周知分を全従業員に回覧
③ 女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性への配慮に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること	<達成> ・ 女性の健康課題（生理、更年期、不妊治療等）に関する資料を作成し、全従業員へ周知、情報提供を実施
④ 労働者からの女性の健康上の特性への配慮に関する業務を担当する者を選任し、労働者からの女性の健康上の特性に関する相談に応じさせる措置を講ずるとともに、労働者に周知させるための措置を講じていること	<達成> ・ 1 名を選任し、全従業員への回覧版で周知

女性活躍推進法に基づく認定制度の概要

- ◆ 厚生労働省では、一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍推進に関する取組の実施状況等が優良である等の一定の要件を満たした事業主を、女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業として認定しています。
また、えるぼし認定を受けた事業主のうち、一般事業主行動計画の目標達成や女性の活躍推進に関する取組の実施状況が特に優良である等の一定の要件を満たした場合にプラチナえるぼし認定を受けることができます。
- ◆ 女性の健康支援に取り組む優良な企業を認定する制度として、えるぼしプラス認定、プラチナえるぼしプラス認定があります。
本制度は、えるぼし認定・プラチナえるぼし認定に女性の健康支援に関する基準を追加した制度のため、女性活躍推進に関する取組についても基準を満たす必要があります。
- ◆ 認定を受けた事業主は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品や広告、名刺、求人票などに使用することができ、認定を受けた企業であることをPRすることにより、優秀な人材の確保や企業イメージ向上等につながることを期待できます。
また、えるぼし認定、プラチナえるぼし認定を受けた事業主は、公共調達で加点を受けることができ、有利になる場合があります。

※認定マークについて

「L」には、Lady（女性）、Labour（働く、取り組む）、Laudable（賞賛に値する）など様々な意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。
愛称「えるぼし」には、企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」が込められています。

- えるぼし認定については厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）をご覧ください。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>



認定の段階

プラチナえるぼし 	●策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該行動計画に定めた目標を達成したこと。 ●男女雇用機会均等推進者、職業家庭両立推進者を選任していること。(※) ●プラチナえるぼしの管理職比率、労働時間等の5つの基準の全てを満たしていること。(※) ●女性活躍推進法に基づく情報公表項目（社内制度の概要を除く。）のうち、8項目以上を「女性の活躍推進企業データベース」で公表していること。(※) ※ 実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要。
えるぼし（3段階目） 	●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの基準の全てを満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。
えるぼし（2段階目） 	●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの基準のうち3つ又は4つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。
えるぼし（1段階目） 	●「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」5つの基準のうち1つ又は2つの基準を満たし、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表していること。 ●満たさない項目については、事業主行動計画策定指針に定められた取組の中から当該基準に関連するものを実施し、その取組の実施状況について「女性の活躍推進企業データベース」に公表するとともに、2年以上連続してその実績が改善していること。

プラス認定

次の全てに該当すること ① 「女性の健康上の特性に配慮した休暇制度」及び「女性の健康上の特性への配慮のために利用することができる制度」を設けていること ② 女性の健康上の特性への配慮に関する方針を示し、①に掲げる制度の内容とともに労働者に周知させるための措置を講じていること ③ 女性の健康上の特性への配慮に関する研修その他の女性の健康上の特性への配慮に関する労働者の理解を促進するための取組を実施していること ④ 女性の健康上の特性への配慮に関する業務を担当する者を選任し、労働者からの女性の健康上の特性に関する相談に応じさせる措置を講ずるとともに、当該担当者を労働者に周知させるための措置を講じていること	
<えるぼしプラス認定マーク(1段階目～3段階目)> 	<プラチナえるぼしプラス認定マーク> 

女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況

1 女性活躍推進法に基づくえるぼし認定状況（中国5県、四国地方及び全国）

	認定企業数	認定段階				プラチナ認定企業数	
		1段階目	2段階目	3段階目	プラス		プラス
島根県	21	0	7	13	1	1	1
鳥取県	20	0	9	11	0	1	0
岡山県	50	0	22	28	0	0	0
広島県	37	0	15	22	0	0	0
山口県	29	0	17	12	0	0	0
全国	4,545	27	1,457	3,061	7	121	5

(令和8年8月末日現在で公表することに了解を得た企業)

2 島根労働局管内認定企業 21社（令和8年9月30日時点）

松江市（プラチナえるぼしプラス）

認定企業名	業種	認定年
(株) 山陰合同銀行	金融業	R8. 8

松江市（プラチナえるぼし）

認定企業名	業種	認定年
(株) 山陰合同銀行	金融業	R6. 8

出雲市

認定企業名	業種	認定段階	認定年
(福) 壽光会	医療・福祉	★★★	H30. 9
(福) あすなろ会	医療・福祉	★★	R4. 10
(株) シーエスエー	情報通信業	★★★	R5. 3
(株) いずもえん	医療・福祉	★★★	R6. 10
山陰ヤクルト販売(株)	卸売業、小売業	★★★	R7. 2
島根中央信用金庫	金融業	★★	R7. 3
大福工業(株)	建設業	★★★	R7. 5

川本町（えるぼしプラス）

認定企業名	業種	認定段階	認定年
(株) 新興建設コンサルタント	学術研究、専門・技術サービス業	★★	R8. 8

松江市

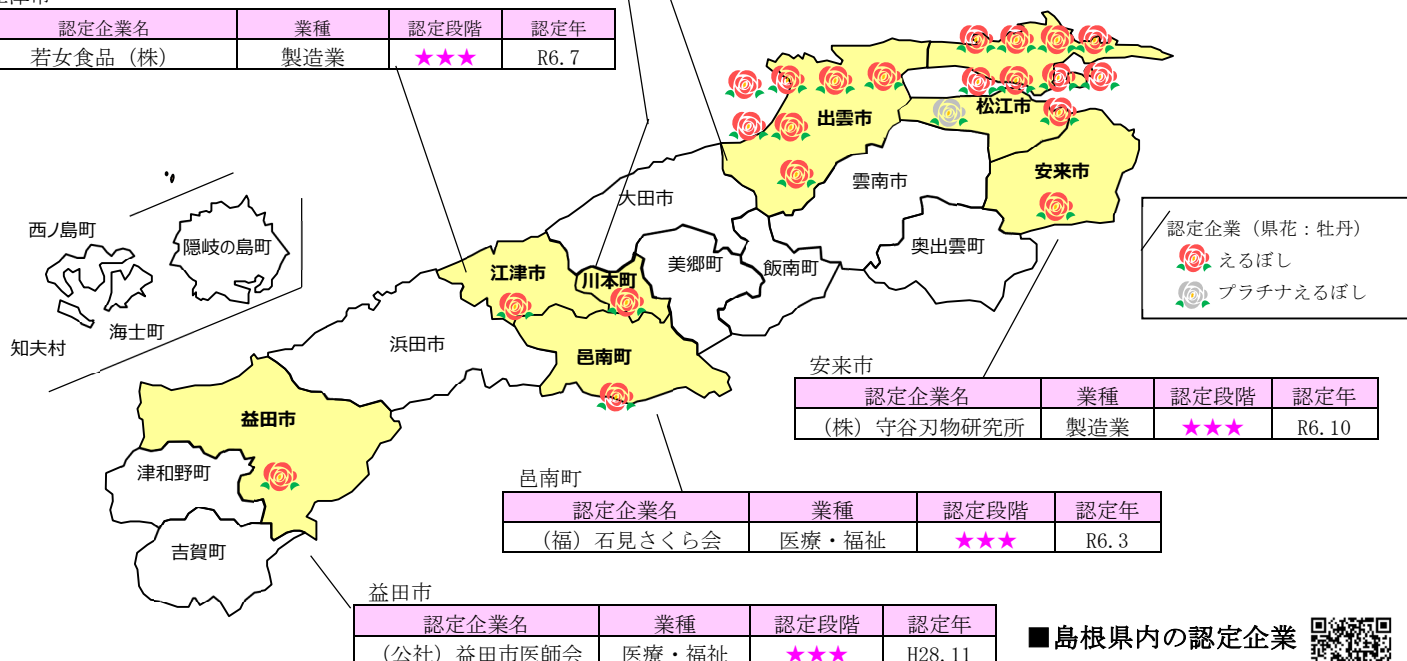
認定企業名	業種	認定段階	認定年
(株) 山陰合同銀行	金融業	★★	H28. 12
(福) 島根県社会福祉事業団	医療・福祉	★★	H30. 12
(株) 共立エンジニア	学術研究、専門・技術サービス業	★★	R5. 1
(福) 松江福祉公社	医療・福祉	★★★	R6. 11
(株) オレンジロード	医療・福祉	★★	R7. 6
しまね信用金庫	金融業	★★★	R7. 10
一畑電気鉄道(株)	不動産業	★★★	R7. 11
(株) 金見工務店	建設業	★★	R7. 11
日本庭園由志園(株)	生活関連サービス・娯楽業	★★★	R8. 1

川本町

認定企業名	業種	認定段階	認定年
(株) 新興建設コンサルタント	学術研究、専門・技術サービス業	★★	R8. 8

江津市

認定企業名	業種	認定段階	認定年
若女食品(株)	製造業	★★★	R6. 7



■島根県内の認定企業の詳細はこちら➡

